

確定給付制度

確定給付制度(DB)

- 歴史的には退職金は「退職一時手当」とよばれその1種類しかなかったものが、厚生年金基金という企業年金が作られ、税制適格年金が作られ2002年に「確定給付企業年金法」が制定された。
- 確定給付の位置付けは2つあり
 - 給付額が決定している、定義されている: **Defined Benefit** ここから推定できるのは「一時金」と「年金」では年金予定利率によって給付の現在価値が変わる。
 - 支払い終わるまでは企業の債務となる。よって退職一時金の未払い債務や企業年金の責任準備金は計上されようがされまいが当該企業の債務となる。
- 確定給付の退職給付制度は未払の給付債務問題と、積立をしている場合は予定利率と運用利率の乖離が積立不足問題を惹き起こす。この二点が問題となります。

具体的な確定給付制度

- ・ **退職一時金**: 退職時に一時金として払う、その金額が客観的な基準で計算できる。
- ・ 確定企業年金(規約型): 年金額を給付と捉えて、年金額を客観的な基準で決定し準備する。
 - 一時金で支払う場合も年金額の現在価値として算出するので予定利率によって一時金額が変動する。
- ・ 確定企業年金(基金型): 同様に年金額を給付として客観的な基準で決定する。
 - 複数企業で構成する企業年金基金の場合、**積立不足:年金資産 < 権利準備金** の場合その負担を参加企業で補填するが、公平に負担することはかなり難しい。
- ・ 厚生年金基金: この企業年金は厚生年金からの預かり資産もある。
 - 複数企業が参加する基金では積立不足の負担は、政府対民間企業、企業間の分担の公平分担が難しい。